

令和 8 年 4 月 22 日

関東地方整備局
高崎河川国道事務所長
舟 波 昭 一 殿

大有建設株式会社
東京支店
執行役員支店長 加藤 和之



工事成績評定通知書の疑問について

国 関 整 高 品 確 第 14 号の 1 令和 8 年 4 月 14 日 付け下記の工事評価点について疑問点がありますのでご説明をお願いいたします。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 工事名 | R 6 国道 17 号上武道路上細井地区舗装その 1 工事 |
| 2 工 期 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 22 日 |
| 3 完成技術検査年月日 | 令和 8 年 3 月 26 日 |
| 4 成績評定 | |
| ① 評定点 | 81 点 |
| ② 技術提案履行確認 | 対象外 |
| ③ 工事技術的難易度評価 | II |
| ④ 工事種別 | アスファルト舗装工事 |

当社は、日頃より受注工事に対し、発注者様ならびに地域住民の皆様からより高い評価をいただけるよう、施工管理の質の向上および地域貢献活動の充実に努めております。今回の工事成績評定につきましても、評価内容を正確に把握し、今後の現場施工管理および社員教育に反映させることで、さらなる品質向上と高評価の獲得につなげたいと考えております。そのため、今回の評定に関する疑問点について、ご説明をお願い致します。

疑問点について

① 評価項目 2.施工状況 細別 II.工程管理 について (今回評価点 6.3/8.1 点)

本工事は、当初工期末を令和 8 年 3 月 22 日、当初請負金額 228,470,000 円で契約いたしました。その後、第 1 回変更(令和 8 年 2 月 27 日)により 146,630,000 円の増額、最終請負金 375,100,000 円(税込)その他、別途契約のスラグ運搬処分(大同特殊鋼請求分) 158,411,000 円の作業があり請負総額は 533,511,000 円(税込)となりましたが当初工期内で完成。当社は、増額に伴う作業量の増加に対しても工期延長を行うことなく、近接工区との車線規制切り替えの調整や供用開始に向けた最終工程においても遅延を生じさせることなく管理を行ったものと認識しております。

また、「請負工事成績評定要領」および「考査項目別運用表(別紙-1②)」に示される II. 工程管理の評価対象 9 項目についても、当社としてはすべての項目に積極的に取り組んだものと考えております。しかしながら、総括監督員と主任監督員の評価に差異が生じ、最終的な評価が「C+B」6.3 点となった理由について、当社の認識と評価結果との間に相違がある状況です。

つきましては、II. 工程管理における評価対象 9 項目のうち、評価に値しない項目とその理由について、具体的にご説明をお願い致します。(別紙、実施内容を添付)

② 評価項目 2.施工状況 細別 III.安全対策 について (今回評価点 6.5/8.8 点)

本工事の施工範囲は拡幅部となり常設帯で囲われてはいますが、施工範囲に分流部があることと、先行して一部車線規制切り替えにて施工を行ったため、第三者車両への配慮や注意喚起を重点的に実施しました。また、車両出入口について、一般車両との接触事故が懸念されたため出入りのルール化や上流に交通誘導員を配置し接触事故等発生しないように注意しながら施工を行い安全対策に努め無事故で完成しました。また、R7 年 11 月 12 日開催の安全対策協議会では代理人が安全対策事例を発表するなど安全管理活動にも取り組みました。「考査項目別運用表(別紙-2①)」に示される III. 安全管理の評価対象 9 項目中 9 項目は積極的に実施しましたが、総括監督員と主任監督員の評価に差異が生じ、最終的な評価が「C+B」6.5 点となった理由について、当社の認識と評価結果との間に相違がある状況です。つきましては、III. 安全管理における評価対象 9 項目のうち、評価に値しない項目とその理由について、具体的にご説明をお願い致します。

(別紙、実施内容を添付)